

平成 24 年 10 月 29 日

各 位

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

S M B C 日 興 証 券 に よ る 三 井 住 友 銀 行 の 遺 言 信 託 代 理 店 業 務 の 開 始 に つ い て

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社（代 表 取 締 役 社 長：渡 邊 英 二、以 下「S M B C 日 興 証 券」）と 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行（頭 取：國 部 毅、以 下「三 井 住 友 銀 行」）は、こ の た び 遺 言 信 託 に 関 す る 代 理 店 契 約 を 締 結 致 し ま し た。

こ れ に 伴 い S M B C 日 興 証 券 は、平 成 24 年 11 月 1 日（木）よ り、三 井 住 友 銀 行 を 所 属 銀 行 と す る 遺 言 信 託 の 代 理 店 業 務 を 開 始 致 し ま す。

ま た、本 業 務 の 開 始 に 伴 い、平 成 24 年 10 月 29 日（月）に 三 井 住 友 銀 行 で は 遺 言 信 託 の 遺 言 執 行 報 酬 の 料 率 を 改 定 し、S M B C 日 興 証 券 で 保 護 預 り し て い る ご 資 産 に 関 す る 料 率 を 三 井 住 友 銀 行 に お 預 け 入 れ の ご 資 産 に 関 す る 料 率 と 同 水 準 ま で 引 き 下 げ ま し た。こ れ に よ り、S M B C 日 興 証 券 で 保 護 預 り し て い る ご 資 産 を お 持 ち の お 客 さ ま に は、従 来 以 上 に ご 利 用 頂 き や す い サ ー ビ ス と な っ て お り ま す。

S M B C 日 興 証 券 と 三 井 住 友 銀 行 は、お 客 さ ま の 多 様 な ニ ー ズ に お 応 え す る 為 に、今 後 も 共 同 し て 付 加 価 値 の 高 い 商 品 ・ サ ー ビ ス を 提 供 し て ま い り ま す。

記

1. 代理店業務開始の目的

S M B C 日 興 証 券 と 三 井 住 友 銀 行 は、証 券 会 社 の 顧 客 基 盤 と 銀 行 の 業 務 と の シ ナ ジ ー を 追 求 し た 新 た な 銀 証 ビ ジ ネ ス モ デ ル の 一 層 の 深 化 を 目 的 と し て 代 理 店 業 務 を 開 始 致 し ま す。

本 業 務 の 開 始 に よ っ て、S M B C 日 興 証 券 は、お 客 さ ま よ り 保 護 預 かり し て い る ご 資 産 に 関 す る 相 続 ニ ー ズ に つ い て、遺 言 執 行 報 酬 が 低 く 設 定 さ れ た 三 井 住 友 銀 行 の 遺 言 信 託 を 提 供 す る 事 が 可 能 と な り ま す。

ま た、三 井 住 友 銀 行 は S M B C 日 興 証 券 の お 客 さ ま の 相 続 に 関 す る ニ ー ズ に 対 応 す る 事 が 可 能 と な る こ と で、銀 行 取 引 ・ 証 券 取 引 を 含 め た 質 の 高 い 資 産 承 継 ニ ー ズ へ の ソ リ ュ ー シ ョ ン の 提 供 を 実 現 致 し ま す。

2. 代理店業務の概要

(1) 取扱業務

三 井 住 友 銀 行 の 遺 言 信 託 の 契 約 締 結 の 媒 介（勸 誘 及 び 三 井 住 友 銀 行 へ の 取 り 次 ぎ）

(2) 所属銀行

三井住友銀行

(3) 取扱部署

SMB C 日興証券本店並びに全支店、プライベート・バンキング部、ウェルスマネジメント室、職域メディア営業部、及び首都圏営業部

(4) 対象となるお客さま

満 20 歳以上の日本国籍を有する個人のお客さまを対象とします。

(5) 業務開始日

平成 24 年 11 月 1 日 (木)

3. 遺言信託の遺言執行報酬の改定

SMB C 日興証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等に関する遺言執行報酬については、従来はその他の財産として評価額に応じ 0.315%~2.100% の料率を適用しておりましたが、平成 24 年 10 月 29 日 (月) より、三井住友銀行にお預け入れのご資産と同水準の料率 (評価額に関わらず一律 0.210%) まで引き下げ致しました。

< 遺言執行報酬 (平成 24 年 10 月 29 日改定) >

- ① 三井住友銀行にお預け入れの預金およびお取り扱いの信託・投資信託・個人年金・証券等、および SMB C 日興証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等
その評価額に対して一律・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.210%

- ② その他の財産について (※平成 24 年 10 月 29 日付の改定はありません。)

項目	適用料率
5,000 万円以下の部分	2.100%
5,000 万円超 1 億円以下の部分	1.575%
1 億円超 3 億円以下の部分	0.840%
3 億円超 5 億円以下の部分	0.525%
5 億円超 10 億円以下の部分	0.420%
10 億円超の部分	0.315%

※上記①と②による合計額が、1,575,000 円に満たない場合は、最低報酬額を 1,575,000 円とさせていただきます。

※遺言信託ご利用にあたっての費用は、上記遺言執行報酬の他、遺言作成時の当初手数料 (210,000 円)、及び遺言書保管料 (毎年 6,300 円) 等がかかります。

※金額および料率はすべて消費税込みとなります。

以 上